

市長への手紙」HP掲載データ（令和3年11月分）

見出し	0311-15 指定ごみ袋の取扱いについて
ご意見	有料ごみ袋をお店の袋として使っているところもあるので、検討してほしい
回答	指定ごみ袋の取扱いについてであります。一部地域の小売店で指定ごみ袋をレジ袋として利用している事例があることは承知しております。市といたしましては、指定ごみ袋のレジ袋利用を制限しておらず、レジ袋としての利用は、経営方針やコスト面等を考慮した小売店ごとの判断によるものと考えております。また、現在、小売店等で渡されるレジ袋も透明または半透明であれば、資源物の排出に限り利用可能となっております。ごみ処理に伴う環境負荷を低減するため、資源化を促進し、ごみの減量につなげることを目的に指定ごみ袋制度を導入し、着実に成果が表れてきていることから、引き続き市民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
担当課	生活環境課 電話：0194-54-8003